

住所
氏名

大阪市 定額減税補足給付金（不足額給付）の申請について

大阪市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下、「本給付金」といいます。）の支給を受けようとする場合は、この書類右側の「申請書」に必要な事項を記入、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒でご返送いただくか、専用ホームページからオンラインで申請してください。

申請書を受理した後、本市で要件等の審査を行います。審査の結果、本給付金の対象である方には、「支給のお知らせ（申請者用）」をお送りし、本給付金を支給します。対象外である方には、「不支給通知」をお送りします。

この申請書で申請できる方

- 令和6年1月2日以降に大阪市外の他市区町村から転入した方で、下記(1)(2)のいずれかの要件に該当する方
- 青色事業専従者又は事業専従者（他市区町村からの転入なし）の方
- 合計所得金額48万円超（他市区町村からの転入なし）の方
- 「支給のお知らせ」又は「確認書」の対象者で、金額変更を申し出る方
- 上記のいずれにも該当しないが、7月以降に税額変更（扶養人数の変更等）があった等により、新たに下記(1)(2)のいずれかの要件に該当する方

支給要件・支給額

(1) 調整給付金（当初調整給付分）との差額がある方：下記の算定式に基づき、本市において算定した支給額が支給されます。本市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。

I + II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。） - III > 0 となる納税義務者

I	所得税分の所要額：3万円×減税対象人数※1	-	令和6年分所得税額
※1	納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）		
II	個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数※2	-	令和6年度分個人住民税所得割額
※2	納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）		
III	調整給付金（当初調整給付分）の額		

(2) 事業専従者または合計所得金額48万円超の方：原則として4万円（※）が支給されます。本市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

以下のいずれかの条件を満たすこと

- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超え、定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円である者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、非課税世帯等向け給付金の対象世帯ではなかった。
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円である者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならず、非課税世帯等向け給付金の対象世帯ではなかった。

大阪市 定額減税補足給付金（不足額給付）の支給申請書

氏名

手続き方法

下記の確認欄に署名し、振り込みを希望する口座に口座情報を記入のうえ、裏面に「振込口座が確認できる書類」のコピーを貼り付けて、中央のキリトリ線で切り離して同封の返信用封筒でご返送いただくか、専用ホームページからオンラインで申請してください。（オンライン申請は までに完了してください。）

確認欄

左記及び下記内容を確認し、下記の1～4のうち該当するものいずれか一つに☑のうえ、署名してください。

- ① 令和6年1月2日以降に大阪市外の他市区町村から転入し、
- ア 当初調整給付との差額があります
- イ 青色事業専従者又は事業専従者です
- ウ 合計所得金額48万円超です
- ② 青色事業専従者又は事業専従者（他市区町村からの転入なし）です
- ③ 合計所得金額48万円超（他市区町村からの転入なし）です
- ④ 「支給のお知らせ」又は「確認書」の対象者で、金額変更を申し出ます
- ⑤ 上記のいずれにも該当しないが、令和7年7月以降に税額変更があった等により、新たに対象になります

確認事項

- この申請書に不備があった場合や、必要な添付書類を提出いただけなかった場合は、給付金は支給できません。
- 記入不備や書類不足があった場合に、ご記入の電話番号に連絡させていただくことがございますので必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。また、連絡をとることができず、記入不備や書類不足を解消できなかった場合は、申請を受理できません。
- 市長は、偽りその他不正の手段により又は支給要件を満たしていないにもかかわらず本給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本給付金に係る支給の決定を取り消し、本給付金の返還を求める場合があります。

上記のすべてを確認しました。誓約・同意のうえ、申請します。

フリガナ		確認日	令和 年 月 日
氏名（署名）		電話番号	

対象者本人が、本書の返送前にお亡くなりになった場合は、給付金を受け取ることはできません。

振込を希望する口座

- ①下記の「振込を希望する口座」に、対象者本人名義の口座情報を記入してください。
- ②「振込を希望する口座」に記入した口座が確認できる書類のコピーを裏面の「貼り付け欄」に貼り付けてください。

対象者本人名義の口座を記入してください。

※英字のみの場合を除き、カナ名義を記入してください。

口座名義 （カナ）						
銀行の場合	金融機関名		支店名		預金種別	
ゆうちょ銀行の場合	金融機関番号		支店等番号		口座番号	
	通帳の記号			通帳の番号（右詰め）		

裏面も必ずご確認ください。

貼り付け欄

(ここに「振込口座が確認できる書類」のコピーを貼り付けてください)

口座確認書類はこの枠からはみ出さないように貼付してください。
はみ出す場合は無理に貼付せず、返信用封筒に同封してください。

【支給に関するご注意】

- ご返送いただきました確認書・書類のコピーは返却できませんので予めご了承ください。

【振込口座が確認できる書類のコピー】

必要事項（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義（カナ））が分かる通帳（通帳がない場合はキャッシュカード）の必要事項が確認できる面のコピーを貼り付けてください。
※必要事項がはっきり読み取れるようコピーしてください。コピーが読み取れない場合は振込ができないことがあります。
※旧銀行や支店が統廃合されたキャッシュカードの場合は振込口座を確認できない場合があります。
※インターネットバンキングの場合は必要事項が分かる画面のコピーを貼り付けてください。

【代理人の手続き】

対象者に代わり、申請または受給を行う場合は別途「代理手続申立書」等の提出が必要となりますので、コールセンターまでお問い合わせください。
●同居または別居の親族…代理手続申立書・対象者の本人確認書類・対象者との関係性が分かる書類（住民票・戸籍など）
●身の回りの世話をしている者（介護施設職員など）…代理手続申立書・対象者の本人確認書類・代理人の本人確認書類（職員証など）・対象者との関係性が分かる書類（入所証明など）

法定代理人（親権者・未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人）は代理手続申立書は不要ですが、返信用封筒に対象者の本人確認書類・代理人の本人確認書類・対象者との関係性が分かる書類（親権者及び未成年後見人：戸籍謄本/戸籍抄本（法人の場合は社員証も必要）、成年後見人：登記事項証明書（法人の場合は社員証も必要）、保佐人及び補助人：登記事項証明書・公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録）のコピーを同封のうえ返送してください。
納税管理人は代理手続申立書は不要ですが、返信用封筒に対象者の本人確認書類・納税管理人の本人確認書類のコピーを同封のうえ返送してください。

【注意事項】

審査の結果、本給付金の対象である方には、「支給のお知らせ（申請者用）」をお送りし、本給付金を支給しますが、「支給のお知らせ（申請者用）」に記載された給付額を変更することはできません。

【お問い合わせ先】

大阪市定額減税補足給付金コールセンター
TEL：